

根 拠 法 令	森林法(第34条、第34条の2、第34条の3、第44条)	担当課 担当係	森林環境課 森林保全係 0742-27-7475
制度の概要	保安林及び保安施設地区においては、立木竹の伐採や開墾その他の土地の形質を変更する行為等をしようとする場合は、知事の許可を得なければならない。		
目 的	保安林等に指定されている森林の所有者等に対して、立木の伐採や土石の採取などの土地の形質を変更する行為について、一定の制限を課すことにより、適切な森林施業を確保すると同時に森林として保全することによって、保安林等を適切に管理し、保安林等が常にその指定目的に即して機能することを目的とする。		
対 象 地 域	保安林及び保安施設地区		
規 制 内 容	1 保安林及び保安施設地区とは 保安林とは、水源の涵養、土砂の流出の防備及び土砂の崩壊の防備等の目的を達成するために農林水産大臣又は知事が指定する森林をいい、保安施設地区とは国又は都道府県が同様の目的を達成するために行う森林の造成事業等に必要な限度において農林水産大臣が指定する森林又は原野その他の土地をいう。 2 許可等が必要となる行為とは (1) 立木の伐採 (2) 立竹の伐採及び立木の損傷 (3) 家畜の放牧 (4) 下草、落葉又は落枝の採取 (5) 土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質変更 3 届出が必要な行為とは (1) 非常災害に際し緊急の用に供する場合 (2) 立木の伐採のうち間伐及び人工林における択伐を行う場合		
許 可 等 の 基 準	1 上記2の(1)の立木の伐採許可の基準 伐採及び植栽の方法が、指定施業要件(立木の伐採の方法及び限度並びに立木を伐採した後において当該伐採跡地について行う必要のある植栽の方法、期間及び樹種)に適合すること。 2 上記2の(2)～(5)の作業許可の基準 申請に係る行為が、保安林等の指定目的の達成の支障にならないと認められること。		

手続のフロー図

森林法の規定による保安林等における行為許可申請等

